

厚生労働省
岐阜労働局 発表
平成 26 年 6 月 1 1 日 (水)

労働基準部 健康安全課
課 長 松原川史
地方主任労働衛生専門官 中島一成
電 話 058 - 245 - 8103

熱中症予防対策の徹底を要請

全国における職場での熱中症による死亡者数は、平成 25 年に 30 人と例年よりも多く、業種別で見ると、建設業が 9 人、製造業が 7 人、警備業が 2 人、農業、林業及び運送業が 1 人等となっております。(別添資料 1 参照)

一方、岐阜県内における職場での熱中症による死亡災害は、平成 15 年に 1 件発生した以降発生していませんでしたが、10 年ぶりに昨年 1 人が亡くなっております。

また、熱中症による休業 4 日以上の災害は、昨年は 8 件発生(死亡災害含む)しており、24 年と比べ 2 人の増加となっております。

平成 15 年から平成 25 年までの間に発生した熱中症による休業 4 日以上の災害(死亡 2 人を含め 56 人)を分析した結果、月別で見ると 80% は 7、8 月に集中的に発生をしているところですが、気象庁の発表によれば、6 月に入りここ連続で猛暑日となり、真夏の時期よりも気温が高かった地点も 328 カ所と多く観測されたことなどから、これからの時期、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念される
ところであります。

また、業種別で見ると建設業(29%)、警備業(14%)と屋外での作業で多く発生しているほか、製造業(21%)等の屋内作業でも発生していることから、屋外、屋内を問わず高温多湿な環境においては、熱中症対策を講じる必要があります。(別添資料 2 参照)

こうした状況を踏まえ、県内の職場における熱中症予防対策の必要性を広く喚起するため、岐阜労働局では、県内の労働災害防止団体等 20 団体に対して文書要請を行いました。(別添資料 3 参照)

さらに、(公社)岐阜県労働基準協会連合会と協力してパンフレット(別添資料 4)を作成し、岐阜労働局及び県下各労働基準監督署においては全国安全週間の本週間中(7月1日~7日)や同準備期間中(6月1日から30日)に取組む安全パトロール・安全大会等において熱中症予防についての周知啓発を実施することとしております。

職場での熱中症予防対策の具体的な対策

作業環境管理

・休憩所の整備

エアコン・扇風機など冷房機器を備え付け、氷や冷たいおしぼり、水分・塩分の補給を定期的に行うために飲料水や塩飴を常備 シャワー設備や、作業員が横になるスペースを設け十分に身体を休ませること

作業管理

・巡視による作業員の体調管理

巡視をこまめに行う。定期的に水分・塩分を補給しているか、または健康状態に異常がないかなどの確認を行う。

巡視中に熱中症を疑う症状の作業員を発見した場合は、直ちに作業を中止させ必要な措置を講じる。

・作業員の服装管理

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。

・熱への順化(身体が熱に慣れること)期間を設ける

1週間以上かけて、熱へのばく露時間を少しずつ長くしていく。

健康管理

・定期健康診断結果に基づく作業員の健康管理

糖尿病、高血圧症、心疾患などがある人は医師などの意見を聞き、必要な措置を講じる。

・日常の健康管理

睡眠不足、前日の深酒、朝食の未摂取、下痢による脱水状態などの人には作業中の作業員の健康状態を把握し、熱中症の予防に努める。

労働衛生教育

・具体的に行う労働衛生教育事項

熱中症の症状 熱中症の予防方法 緊急時の救急措置 熱中症の事例 等の教育を行う。

救急所処置

作業場内の全員に救急処置方法を周知する。

最寄りの病院や消防署の所在地や連絡先を周知する。

職場における熱中症による死亡災害の発生状況（全国）

（資料出所：厚生労働省）

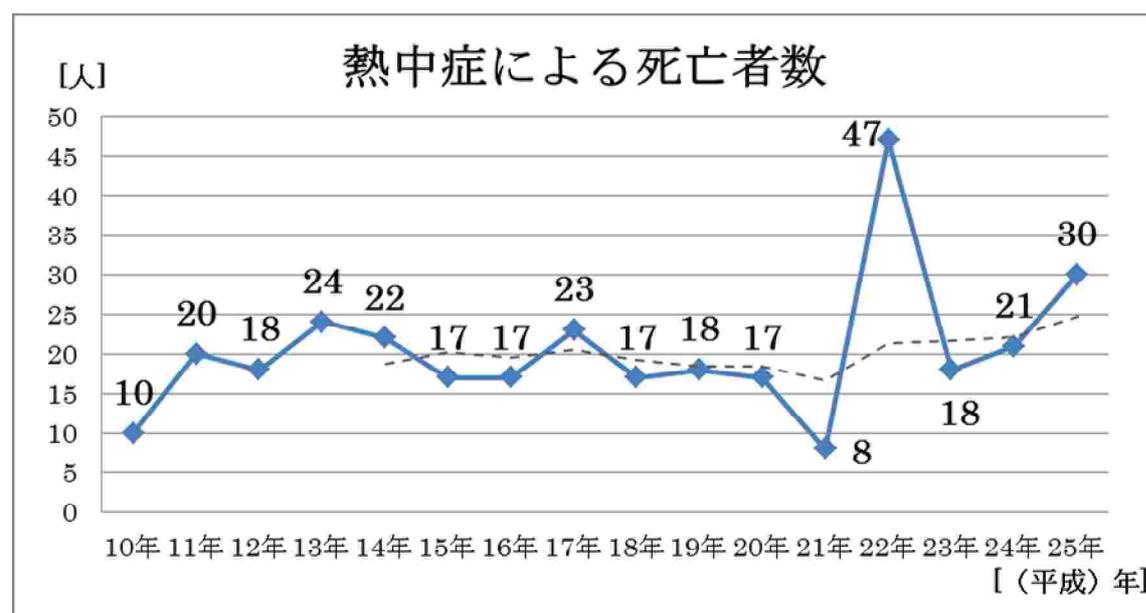
第1 平成25年の職場における熱中症による死亡災害の発生状況

1 熱中症による死亡者数の推移（平成10年～平成25年分）

全国の職場での熱中症による死亡者数は、平成10年以降では、平成22年の47人が最高であった。それ以外の年は概ね20人前後の年が多いが、平成25年は30人となり、2番目に多かった。

熱中症による死亡災害発生件数の推移（平成10年～25年）

年(平成)	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	
人	10	20	18	24	22	17	17	23	
年(平成)	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	平均
人	17	18	17	8	47	18	21	30	20.4



（点線は、5年平均移動直線）

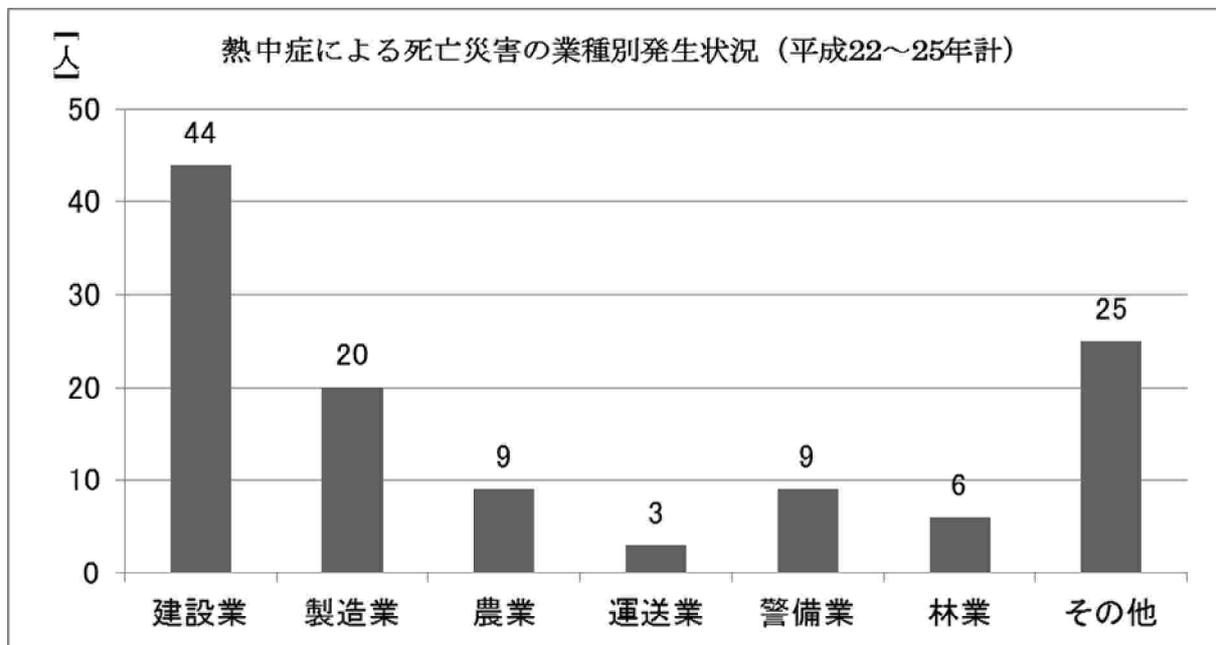
2 業種別発生状況（平成 22～25 年）

過去 4 年間（平成 22～25 年）の業種別の熱中症の死亡災害の発生状況（計）をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生している。

熱中症による死亡災害の業種別発生状況（平成 22～25 年）

（人）

業種	建設業	製造業	農業	運送業	警備業	林業	その他	計
平成 22 年	17	9	6	2	2	1	10	47
平成 23 年	7	0	2	0	3	2	4	18
平成 24 年	11	4	0	0	2	2	2	21
平成 25 年	9	7	1	1	2	1	9	30
計	44	20	9	3	9	6	25	116



岐阜県内の熱中症発生状況(休業4日以上)

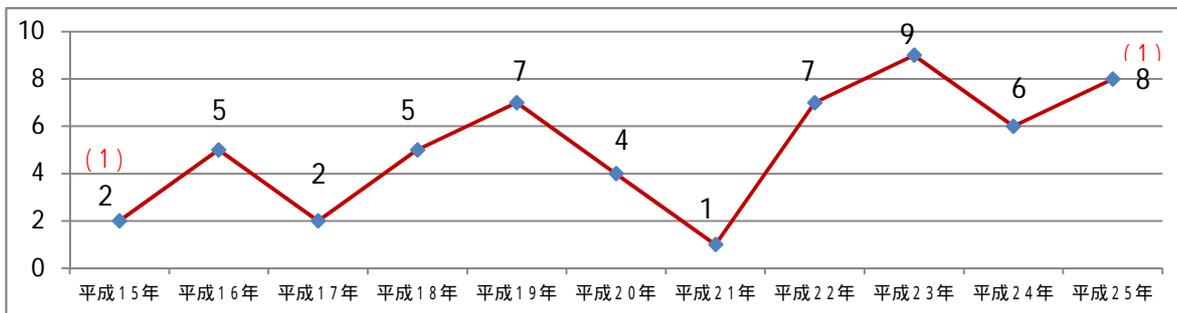
【資料2】

岐阜労働局

労働者死傷病報告(休業4日以上)による統計

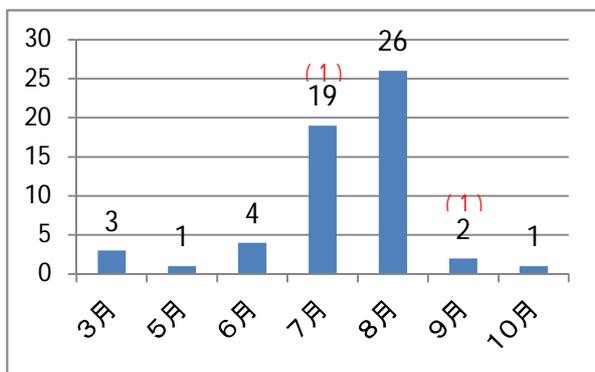
()内は、死亡内数

1 年別発生状況の推移

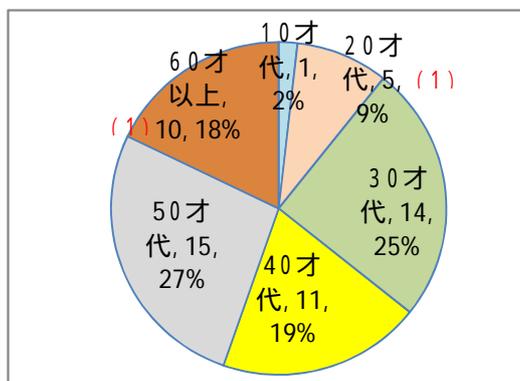


2 平成15年～平成25年(過去11年間)に発生した熱中症に関する分析 休業4日以上56人(うち死亡2人)について分析

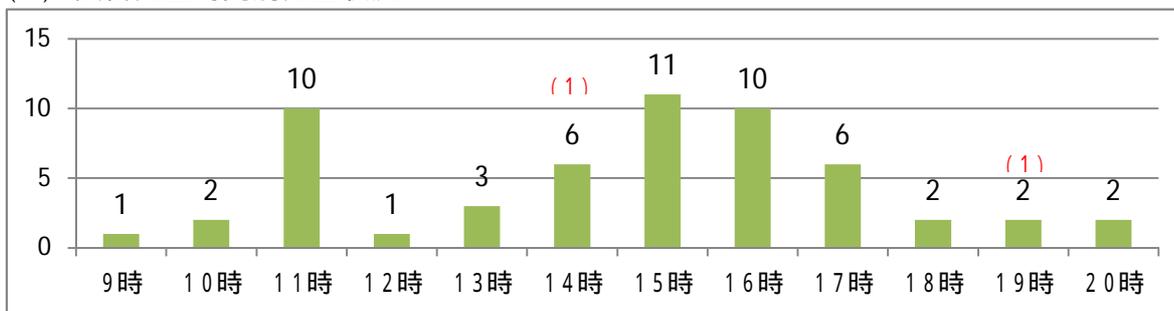
(1) 月別発生状況



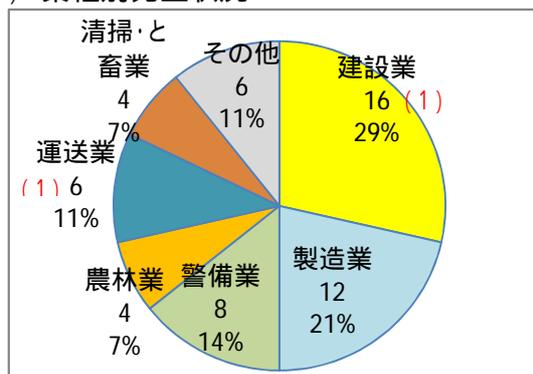
(2) 年齢別発生状況



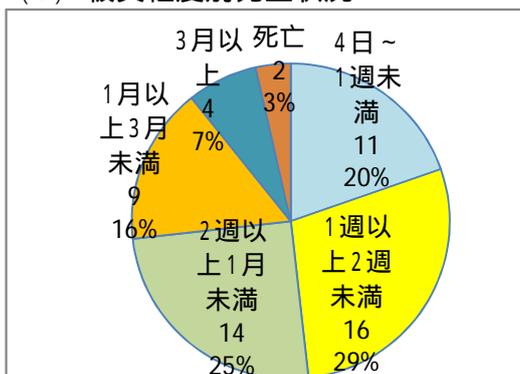
(3) 災害発生時間別発生状況



(4) 業種別発生状況



(5) 被災程度別発生状況



3 熱中症事例 (平成25年発生分)

事例 1

業 種	発生日	発生日時	年齢	職 種	経験期間	症状程度(見込み)
警 備 業	8月	10時台	70代	警備員	6年	2ヶ月
<p>防護策設置工事現場において、通行止めによる迂回誘導を行っていたところ、高温による脱水症状で意識を失い、前に倒れたとき舗装道路に顎を強打して、骨折したものである。被災者は、脱水症による意識喪失と顎の複雑骨折を負ったものである。</p>						

事例 2

業 種	発生日	発生日時	年齢	職 種	経験期間	症状程度(見込み)
警 備 業	7月	18時台	50代	警備員	13月	9日
<p>建設現場でダンプの誘導業務を午前8時から午後5時まで行って、会社に戻ったところ会社内で手足が痙攣し、汗が止まらず、自宅へも帰れない状態であったので、救急車で病院へ搬送したところ熱中症で入院した。</p>						

事例 3

業 種	発生日	発生日時	年齢	職 種	経験期間	症状程度(見込み)
製 造 業	8月	14時台	30代	製造員	1月	2週間
<p>工場内で使い終わった機械等を水洗いしているとき、気分が悪くなってしゃがみ込んでいたところを他の作業者が見つけ、休憩室で氷で身体を冷やしていたが良くならなかったため、救急車で病院へ搬送したところ熱中症と診断され、入院したものである。</p>						

事例 4

業 種	発生日	発生日時	年齢	職 種	経験期間	症状程度(見込み)
運 送 業	7月	18時台	70代	運転手	14年	死亡
<p>貨物トラック運転中に熱中症と思われる症状により意識がもうろうとなって対向車線にはみ出して、対向車と接触したものであり、その数日後、病院で熱中症により死亡したものである。</p>						

事例 5

業 種	発生日	発生日時	年齢	職 種	経験期間	症状程度(見込み)
接客娯楽業	7月	9時台	10代	キャディー	3月	1週間
<p>午前中、コースにてキャディー業務中、吐き気を伴い動けなくなり、救急車で病院へ搬送され、熱中症で入院した。</p>						

(資料3)

岐労発基0603第2号
平成26年6月3日

関係団体の長 殿

岐阜労働局長

平成26年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について

労働行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策につきましては、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」(以下「基本対策」という。)により示しているところですが、平成25年の職場における熱中症による死亡者数(全国)は30人と例年よりも多く、業種別に見ると、建設業が9人、製造業が7人、警備業が2人、農業、林業及び運送業が1人等となっており、引き続き基本対策で示している熱中症予防対策の的確な実施が必要です。

さらに、気象庁の暖候期予報によれば、平成26年の暖候期(6~8月)は、西日本、沖縄・奄美では気温が平年並みか平年より高くなることが予想されている(参考の1参照)ことから、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されています。

以上を踏まえ、平成26年の職場における熱中症予防対策については、建設業及び建設現場に付随して行う警備業(以下「建設業等」という。)並びに製造業を対象業種として、基本対策のうち、特に下記の事項2及び3を重点的に実施することとしましたので、貴職におかれましては、職場での熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成25年の職場での熱中症による死亡災害の発生状況について、別紙1のとおり取りまとめましたので、ご活用下さい。

記

1 平成25年の熱中症による死亡災害発生の概要

気象庁の発表によると、東・西日本と沖縄・奄美では、8月上旬から8月中旬を中心に晴れて暑い日となり、暑夏となった。西日本では夏の平均気温の最も高い記録を更新したほか、各地の観測地点で日最高気温の記録を更新した。また、高温のピークは、7月上旬後半から7月中旬前半、7月下旬中頃、8月上旬前半及び8月中旬(2回)に見られた。

平成25年に発生した熱中症による死亡災害30件の災害発生時期の内訳は、6月に1件、7月上旬に8件、7月中旬に6件、8月上旬に7件、8月中旬に5件、8月下旬に2件、12月に1件となっている。

このうち、WBGT値(暑さ指数)を測定していなかった割合は約9割であった。また、熱への順化期間(熱に慣れ、当該環境に適応する期間)の設定は、全件においてなされていない。さらに、定期的な水分及び塩分の摂取(参考の2参照)を指導していなかった割合は約5割、休憩場所が整備されていない割合は約5割であった。

2 建設業等での熱中症予防対策について

(1) 建設業等での熱中症発生状況等

建設業等は、業態として、炎天下の高温多湿作業場所で作業することが避けられず、WBGT値の低減対策が困難であることが多い。

また、熱中症の症状が出始めているのに作業を続けたため死亡に至ったり、単独作業のため倒れた後に迅速な救急処置がなされず死亡した事例がみられることから、建設業等での熱中症予防対策については、次の(2)を重点事項として、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

(2) 建設業等での熱中症予防対策の重点事項

建設業等では、次の4項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

ア 事前にWBGT予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、可能な限りWBGT値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境管理の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業管理の見直しを行うこと。

特に、作業時間については、7、8月の14時から17時の炎天下等であってWBGT値が基準を大幅に超える場合は、原則作業を行わないこととすることも含めて見直しを図ること。

イ 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である等の状況や、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

エ 今年初めて高温多湿作業場所で作業する作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3) 建設業等でのその他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

(ア) 作業場については、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポ

ットクーラー又は大型扇風機を使用し、かつ、当該場所又はその近傍に、臥床することができ、冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

(イ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるようスポーツドリンクや経口補水液、塩飴等を用意すること。

(ウ) 冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を用意・設置すること。

イ 作業管理

(ア) 作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

(イ) 透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット（クールヘルメット等）を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

ウ 健康管理

(ア) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(イ) 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合又は作業強度がピークに達した時点から1分後の心拍数が120を超える場合は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であるので、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。

エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 作業者の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

3 製造業での熱中症予防対策について

(1) 製造業での熱中症発生状況等

製造業は、工場等屋内作業場では、スラブなど特定の高温物の輻射熱にさらされる作業、高温になる設備等の近くでの作業、風通しの悪い空間での作業等を行う場合や、一時的に屋外作業が生じる場合など、体が熱順化していない状態でWBGT値の高い環境において作業を行う場合が少なくない。

また、水分・塩分を定期的に摂取させていない例も多く、これらを踏まえ、製造業では熱中症予防対策について、次の(2)を重点事項として、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

(2) 製造業での熱中症予防対策の重点事項

次の2項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

- ア 事前にWBGT予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、作業計画の見直し等を行うこと。
- イ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

(3) 製造業でのその他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

- (ア) 熱源がある場合には熱を遮る遮蔽物の設置、スポットクーラー又は大型扇風機の使用等、作業場所のWBGT値の低減を図ること。
- (イ) 作業場所又はその近傍に、臥床することができ、風通しが良い等涼しい休憩場所を確保すること。
- (ウ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるようスポーツドリンクや経口補水液、塩飴等を用意すること。

イ 作業管理

- (ア) 休憩時間をこまめに設けて連続作業時間を短縮するほか、WBGT値が最も高くなり、熱中症の発症が多くなり始める14時から16時に長目の休憩時間を設ける等、作業者が高温多湿環境から受ける負担を軽減すること。
- (イ) 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、順化期間を設ける等配慮すること。
- (ウ) 透湿性・通気性の良い服装(クールジャケット、クールスーツ等)を着用させること。
- (エ) 作業中は、作業者の様子に異常がないかどうかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

ウ 健康管理

- (ア) 作業者に糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (イ) 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である等の状況や、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、その症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 作業者の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

担 当

岐阜労働局労働基準部健康安全課

主任地方労働衛生専門官

TEL 0 5 8 - 2 4 5 - 8 1 0 3

(参考)

1 W B G T 値・気温に関する情報の入手方法について

(1) 環境省においては、平成 26 年 5 月 12 日から 10 月 17 日までの間を予定して、ウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」にて、全国約 850 地点の 2 日先までの W B G T 値(暑さ指数)の予測値・実況値や熱中症の予防方法などを情報提供しているほか、住宅街やアスファルトの上等の実生活の場を想定した W B G T 値(暑さ指数)の参考値を掲載しているため、屋外にて W B G T 値を測定していない場合は、これらの数値等が参考になること(ただし、あくまで予測や推定であり、実際の値とは若干異なることに留意すること。)また、同ウェブサイトでは、サイトの運営と同じ平成 26 年 5 月 12 日から 10 月 17 日までの予定で、民間のメール配信サービスを活用した W B G T 値(暑さ指数)の個人向けメール配信サービス(無料)を実施しており、屋外等のウェブサイトを閲覧できない環境ではこうしたサービスも参考になること。

PC サイト：<http://www.wbgt.env.go.jp>

携帯サイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/kt>

(2) W B G T 値が測定されていない場合には、別紙 2 の「W B G T 値と気温、相対湿度との関係」(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3)が参考になること。ただし、室内で日射が無い状態(黒球温度が乾球温度と等しい状態。)の値を示したものであり、屋外等輻射熱が大きい場所では正確な W B G T 値(暑さ指数)と異なる場合もあることに留意すること。

(3) 身体作業強度等に応じた W B G T 基準値については、別紙 3 によること。

(4) 気象庁においては、翌日又は当日の最高気温が概ね 35 以上になることが予想される場合に、「高温注意情報」を発表し、以下のサイトに掲載するので参考にする。

PC サイト：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

また、5 日後から 1 4 日後にかけての 7 日間平均気温がかなり高くなることが予想される場合に、以下のサイトで毎週月・木曜日に高温に関する異常天候早期警戒情報を発表しているため参考にする。

PC サイト：<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

さらに、毎週木曜日に 1 か月予報を、毎月 25 日頃に翌月以降の 3 か月予報を発表するので逐次活用すること。

PC サイト：<http://www.jma.go.jp/jp/longfcst/>

なお、過去の気候系の特徴は、気候系監視年報でまとめられている。

PC サイト：<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/diag/nenpo/index.html>

2 作業中の定期的な水分及び塩分の摂取について

身体作業強度等に応じて必要な摂取量は異なるが、作業場所の W B G T 値が W B G T 基準値を超える場合には、少なくとも、0.1%~0.2%の食塩水、ナトリウム 40~80mg/100ml のスポーツドリンク又は経口補水液等を、20~30 分ごとにカップ 1~2 杯程度摂取することが望ましいこと。

関係団体等

別紙

名 称	
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	
建設業労働災害防止協会岐阜県支部	
林業木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部	
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部	
(一社)日本ボイラ協会岐阜支部	
(一社)日本ボイラ協会岐阜検査事務所	
(一社)日本クレーン協会岐阜支部	
(一社)日本クレーン協会岐阜検査事務所	
(公社)建設荷役車両安全技術協会岐阜県支部	
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会岐阜支部	
独立行政法人労働者健康福祉機構	岐阜産業保健総合支援センター
岐阜県社会保険労務士会	
(一社)岐阜県経営者協会	
岐阜県中小企業団体中央会	
(一社)岐阜県医師会	
社団法人岐阜県火薬類保安協会	
岐阜県土木建築解体事業協同組合	
岐阜県解体・建廃事業協同組合	
(一社)岐阜県警備業協会	
岐阜県砕石工業組合	